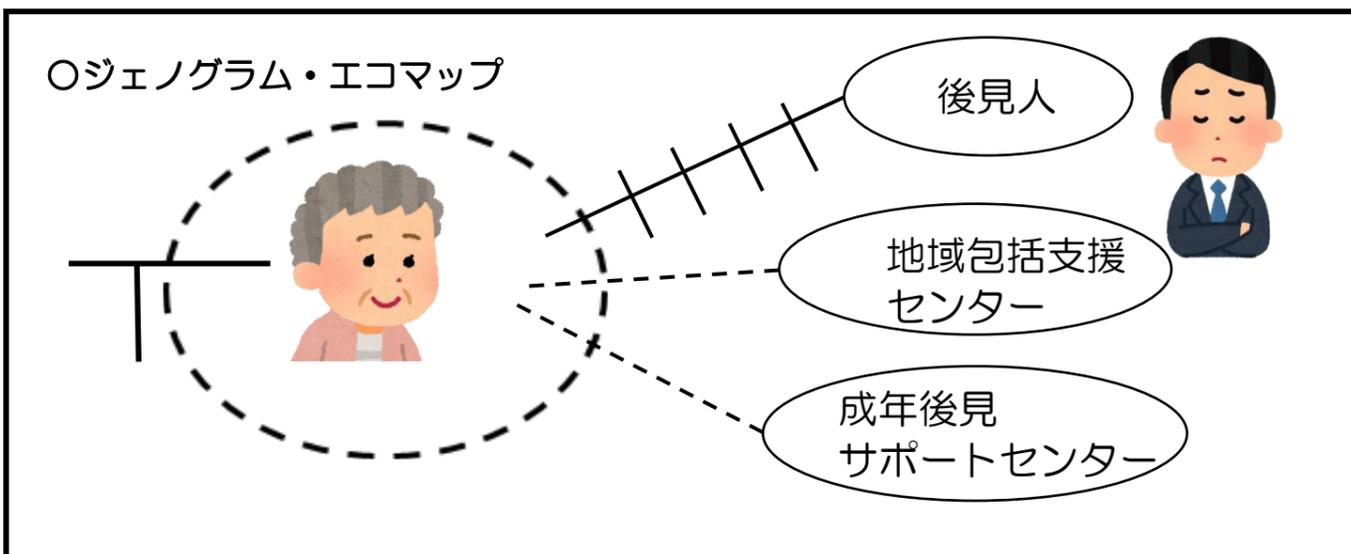


第1回意思決定支援を実施するための事例学習会の報告 (R4.12.22)



○事例の概要

- ・70歳代、ひとり暮らし。精神疾患で入院歴があるが、現在、受診・服薬はしていない。
- ・約10年前、虐待ケースとして市長申立てが行われた。
- ・訪問の日程調整など、具体的な話を進めると「やっぱり信じて裏切られた時が辛い」等と、福祉サービスの利用にも繋がっていない。過去に支援していた訪問看護事業所なども自ら関係を断ってきている。



○本人の目指す暮らし

- ・病院や市役所の手続きは誰かについてきてほしい。
- ・後見人は十分なお金を渡してもらえないので、自分で管理したい。



○意思決定支援において特に工夫したこと

- ・本人の希望することを紙に記入して、見てもらい、本人の意思を整理するよう心掛けた。
- ・本人が欲しいものもリスト化し、優先順位を決めた。

○意思決定支援において困ったこと、それに対する対応

- ・本人は後見人との関わりを拒否する為、後見人が本人を把握できない状態が続いている。
(例) スマホを契約しに行くのに、支援者が同行する。店頭で後見人の同席を求められ、その場で後見人を呼ぶが、「後見人名義のスマホになるのが嫌。」と本人が帰ってしまう。
- ・過去の友人の話など、話が脱線する為、話を戻すと怒ってしまう。



○次の機会に配慮したいポイント

- ・本人の意思を円滑に実現することが難しかった為、次の機会には日常的な意思決定について、1つでも本人自身が「自分が決めたことが実現された。」という経験をしてもらい、それを積み重ねてもらえるよう配慮していきたい。

★「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」を参考にしたこと★

- ・全ての人には意思決定能力がないと評価されない限り、能力があると推定される。(P.2「意思決定支援の原則」)
- ・一見、不合理にみえる意思決定を行ったというだけで、本人には意思決定能力がないと判断されることはない。(P.2「意思決定支援の原則」)

★検討したこと★

- ・話が過去の話などに脱線してしまうことについて
⇒本人が語る昔話の中にも、今困っていることを少しでも具体的に進めるためのヒントがあるかもしれない。「これからどうしたいんですか？」と意思決定を急ぐより、昔話をしながら「そういうことがあったのなら、次からそういう風にしたらいいんですね。」というような、傾聴に時間をかける必要があるかもしれない。
- ・類型の検討について
⇒本来、申立て支援を行う際、類型や代理権付与などについて検討すべき。本ケースは本人にできることが多くあるにもかかわらず、虐待ケースという理由で類型等の検討が十分でないまま後見の申立てが行われ、本人が納得できていないのかもしれない。場合によっては、類型の変更や、金銭管理について本人に任ず部分を増やしてみてもどうか。例えば、本人の使う口座と保佐人等が使う口座を作り、小口を本人の口座に振り込み自己管理してもらうなど。そのことによって、「保佐人等に加えて、自分でも管理している。」というモチベーションをもってもらえる。
- ・意思形成支援について
⇒本人には「後見人に暴力を振るわれる。」など、妄想と考えられる発言もある。今後、精神科受診、服薬しない状況が続くと、妄想や幻聴がストレスになり、セルフネグレクトに発展する可能性もある。この場合、「拒否したことも自己決定だから。」とするのではなく、受診・服薬について正しく理解してもらう工夫(保健センターとの連携、受診の仕方等選択肢の提示など)を行う等の、意思決定の前段の意思形成支援が重要となる。妄想の症状が落ち着くことで、意思決定支援が進む可能性もある。

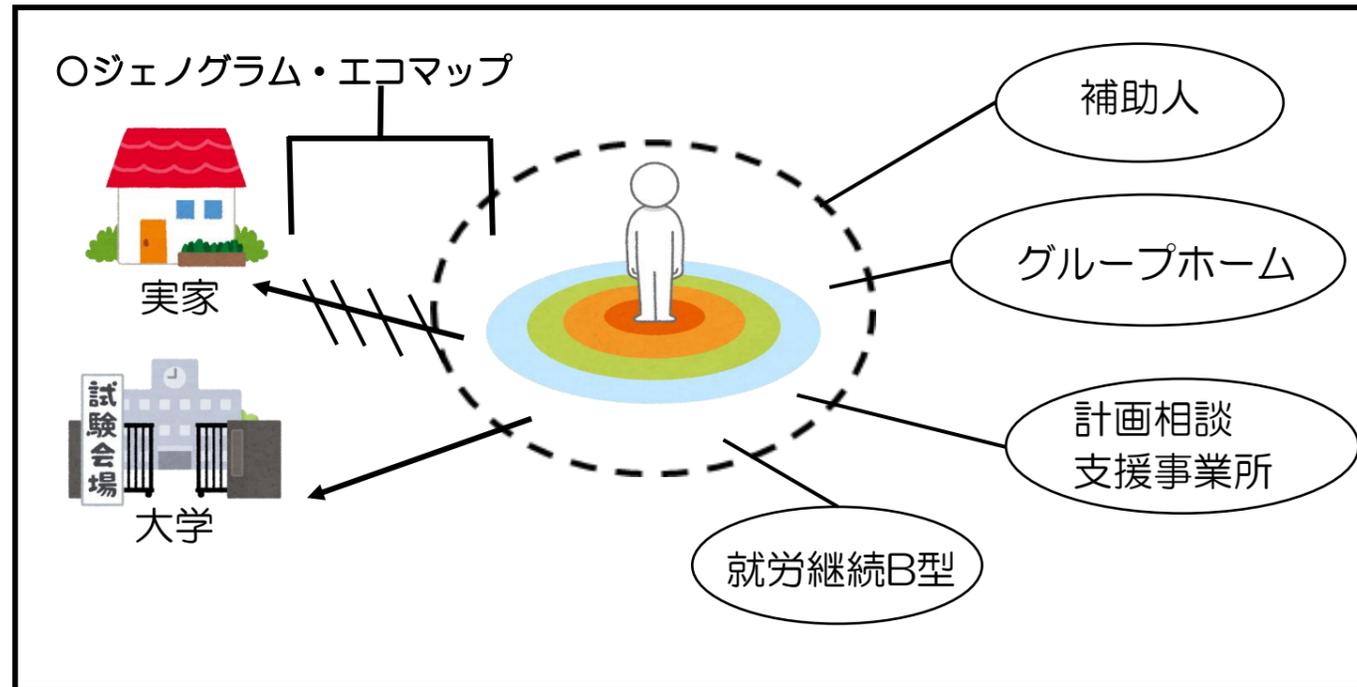
※皆さんが実践した事例

本人に正しく情報を伝えて、意思形成を促すための工夫

- ・本人に合わせて字体、読み仮名、イラストをつけるかなど、探りながら説明している。
- ・名刺を画用紙サイズにして貼ったり、「私は〇〇する人です」と書いて貼ったり、試行錯誤した。
- ・モニターを2つ用意し、本人側、支援者側の両サイドから同じ情報が見えるようにした。
- ・口頭説明だと部分的切り取り、誤解をしてしまうことがある。
例えば、職業訓練校について説明した際、「職業訓練校は10万円をもらえる場所。」と捉えてしまい、本来の目的からずれてしまう可能性があったので、「職業訓練校って何？」という資料を作り、読み合わせを行なった。



第2回意思決定支援を実施するための事例学習会の報告（R5.6.29）



○事例の概要

- ・40歳代、自閉スペクトラム症
- ・実家からグループホームに入居
- ・実家で暮らす親族、近隣住民とは関係が悪い。

○本人が表明した意思

- ・実家（親族名義）で生活したい。
- ・大学に行って心理学の勉強をしたい。

○支援の概要

- ・実家で生活することについて

本人が行った選択を尊重し、本人が表明した意思が実現できるかどうかの検討を行った。その結果、本人の実家に住みたいという希望は認めつつ、実現時の課題を明確にして実家に戻るという選択が可能かどうか本人に判断を求めた。その結果、本人は支援を受けながら生活を続けることを選択された。（意思形成支援）

- ・大学進学について

親族は反対し、大学にてトラブルにならないか等、心配する支援者もいたが、「心理学に興味関心があり、大学で勉強したい。」と表明された意思は、本人の真正な意思であると確認できたため、引き止めることなく見守ることにした。

⇒入学の手続き等、自身で行い、大学進学という意思決定を実現することができた。

★「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」を参考にしたこと★

- ・一見、不合理に見える意思決定を行ったというだけで、本人には意思決定能力がないと判断されることはない。（P.2「意思決定支援の原則」）

○意思決定支援において特に工夫したこと

チームミーティングの目的は本人の意思を聞き取る場であって、支援者が本人を説得する場ではないことを確認しあった。

元々、チームミーティングの1時間前に支援者が集まりプレミーティングを行っていたが、本人から、「自分のいる場で話をしてほしい。」との要望があった為、最初から本人を含めたチームミーティングを行うこととした。（意思実現支援）

本人の意思を実現する上で障害となる事実を説明する際など、プレミーティングが必要と判断した場合は、別日を調整し、役割分担、コミュニケーションの手法等を検討した。

関係者も補助人もそれぞれの役割を意識し、それぞれの立場から本人の意思を尊重して対応していくことを重要と考えた。



★検討したこと・皆さんが実践していること★

- ・チームミーティングの参加者について

「本人が意思決定しやすい環境を作る。」という観点から参加者を考える。場合によっては、「実家で生活したい。」という本人の意思実現に向けて、理解のある地域の住民に加わっていただき、チームとして支援することも考えられる。

- ・障害の特性を知る

意思決定支援を行う上で、本人の性格、生活歴、生活スタイルなどに加え、障害の特性を理解することは、意思決定すべてのプロセス（環境整備、コミュニケーションの手法など）を進める上で重要になる。

特に元々障害のある方が高齢者になった際なども、高齢分野の支援者も本人の障害特性を理解することにより、本人の表明意思を読み取るヒントになる。

- ・自閉スペクトラム症について

⇒社会的なコミュニケーションが苦手

⇒場所にこだわりを持つ方が多い

⇒口頭で思いを伝えることが難しい方の場合、書面化や数値化して示したり、話し合いの内容を文章で示すなどの工夫をしている。

⇒例えば「〇〇な気持ちは今日は何パーセント？」と尋ねることで、本人と思いを共有することができる。

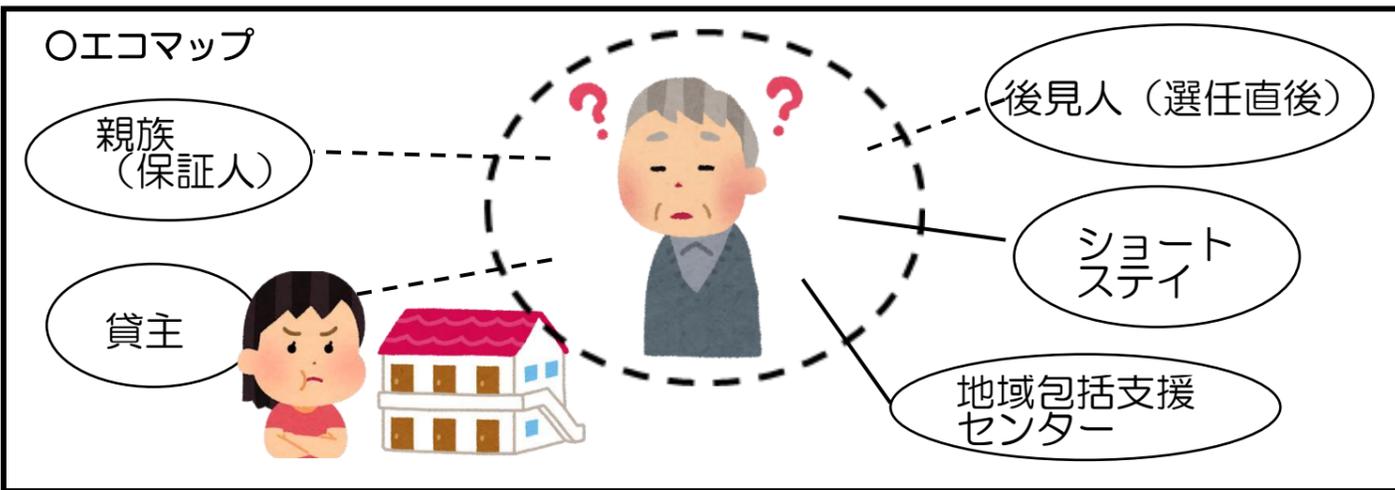
☆参考☆

「東大阪市発達障害相談支援センターピュア」

東大阪市の福祉事業所、学校、行政関係向けに発達障害についての相談を受け付けて頂きます。詳しくはリンク先のホームページをご確認ください。

<https://pure-higashiosaka.com/consultation/center/>

第3回意思決定支援を実施するための事例学習会の報告 (R5.12.20)



○事例の概要

- ・80歳代、ひとり暮らし。(賃貸アパートの2階)
- ・自宅で転倒し入院する。退院後はショートステイを利用している。
- ・妄想のような症状があり、話の要点が噛み合わない。
- ・貸主からは退去と清算を求められており、親族(保証人)は関わり(保証)を拒否。



○本人の目指す暮らし

- ・住み慣れた自宅で生活を継続したいと思っていたが、今は身体的に難しいと思っている。
- ・施設入所は考えたこともなかったため、今後の生活についてどうしていいかわからない。

○意思決定支援において特に工夫したこと

- ・面談を重ね、信頼関係を構築し、今後の生活についてどんな希望を持っているのか問いかけを続けた。
- ・貸主や親族からの要望をなるべくわかりやすく説明し、様々な選択肢について情報提供を行った。

○意思決定支援において困ったこと、それに対する対応

- ・意思決定すべき課題に期限があり、突発的に判断を求められる場面が多かった。(賃貸借契約の解除、家財処分等)本人から「仕方ない(自宅を退去するしかない)」という発言があったとき、それは本人の真正な意思なのか迷いが生じた。
- ⇒本人の意向に加え、心情、信念や価値観、その他本人が大切にしている事情等も把握することで、課題に対して本人が表明しようとする意思の読み取りを行った。本人の意思決定能力の有無、不利益が生じないかどうか等、客観評価するとともに、返答内容が一貫して変わらない等、発言に妥当性があるかどうかも含め、本人の真意を探った。(意思表明支援・真意把握支援)

★「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」を参考にしたこと★ (P.2「意思決定の原則」)

- ・全ての人は意思決定能力がないと評価されない限り、能力があると推定される。
- ・意思決定能力の有無は、「その時点」で「その課題」ごとに判断され、精神上的障害があること、後見等が開始されていること、及び、後見等が相当であるとの医師の診断があることをもって、本人が意思決定能力を欠いているとされない。
- ・本人が意思決定能力を欠くために最後の手段としてなされる代行決定は、本人の主観的最善の利益のために行われなければならない。
- ・代行決定は、本人にとってより制約の小さい方法により行われなければならない。

★検討したこと★

・意思決定支援のための環境整備

- ⇒積極的なコミュニケーションを図ることで、本人が安心して意思を伝えることができる。特に、自宅の処分等、本人にとって重要な意思決定においては信頼関係の構築は重要となる。
- ⇒意思を表明しない・表明された意思があいまいである場合、場所・時間・本人と対話する人を変える等、本人にとって意思決定しやすい環境を作ることを試みる。
- ⇒せん妄になると、話のつじつまが合わないなどの症状が生じる。検査・診断を行い、せん妄であることがわかれば、症状が改善された後に本人の意思を聞き取る。
- ※せん妄とは、脱水、感染、貧血、薬物など、体に何らかの負担がかかったときに生じる脳機能の乱れ。高齢者は入院直後など環境の変化により生じることが多い。多くの症状は適切な治療を行うことで改善される。

・意思決定能力評価

- ⇒意思決定支援を最大限し尽くした上で、期限までに意思決定ができなかった場合は、ガイドラインを活用し、「その時点で、その事項についての」意思決定能力評価を行う。(P.14「意思決定能力の判断」)
- ⇒生命や財産に関する課題は、本人にとって重大な権利を侵害する場合や、意思決定に期限がある場合もあるため、最後の手段として代行決定の検討に移ることになる。

・法律相談

- ⇒賃貸借契約など、法的な課題について法律相談を行うことができる。第三者の専門的な助言により、本人に新たな選択肢を情報提供できる場合もある。
- (例)・特定援助対象者法律援助制度(法テラス)・弁護士巡回相談(基幹相談支援センター)
- ・成年後見制度に関する専門相談(成年後見サポートセンター) など



「意思を確認してもらえない、表明しても無視されるロールプレイ」
⇒意思決定支援の必要性について話し合いました。

設定①

- 【あなたの状況】
- ・あなたは80代で、脳梗塞の後遺症により失語症を発症しています。
 - ・有料老人ホームに入所中ですが、家に帰りたと思っています。
 - ・有料老人ホームは居心地が良いわけでもなく、食事も美味しくないと感じます。
 - ・孫のような若い職員に生意気な口をきかれ、バカにされているような気持ちになります。
 - ・あなたは言葉をうまく発することや、首を動かさないで、頷くこともできません。
- ⇒そんな中、今日は後見人が面会に訪れました。
(QR・URL を読み込むとロールプレイが始まります。)



<https://guardianship.mhlw.go.jp/movie/c90/>

設定②

- 【あなたの状況】
- ・あなたは50代で自閉症です。
 - ・趣味は傘を集めることです。傘は、幼い頃に雨のなか母親と楽しく遊んだ思い出のあるものであり、楽しい子ども時代の象徴です。
 - ・集めてきた傘に囲まれているととても落ち着いた気分になります。一方で、傘が無くなると、自分の居場所が無くなってしまいうような気持ちになり、不安になります。
 - ・あなたは言葉をうまく発したり、気持ちを外に表現することができません。
- ⇒そんな中、今日は後見人が面会に訪れました。
(QR・URL を読み込むとロールプレイが始まります。)



<https://guardianship.mhlw.go.jp/movie/c89/>

引用：厚生労働省 HP「成年後見はやわかり」